



2026 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代表取締役社長 浅井 利明
(コード番号 : 9729 東証プライム)
問 合 せ 先 : 執行役員 財務・企画本部長 和田 克
(電話番号 : 058-263-5111)

会社分割（簡易吸収分割）による事業の承継に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 7 日開催の役員会において、2026 年 11 月 1 日（予定）を効力発生日として、株式会社 K-WORKER（以下、「K-WORKER」という）及び株式会社荒木マリーン（以下、「荒木マリーン」という）の福祉用具貸与事業、福祉用具販売事業及び住宅改修事業（以下、「福祉用具貸与・販売事業等」という）を会社分割（以下、K-WORKER 及び荒木マリーンからの福祉用具貸与・販売事業等の吸収分割を併せて「本会社分割」という）の方法により、承継することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本会社分割は 2 件とも、当社の総資産の変動額が直前事業年度の末日における純資産額の 10%未満であり、かつ当社の売上高の変動額が直前事業年度の売上高の 3%未満と見込まれるため、開示事項及び内容を一部省略しております。

記

1. 本会社分割の目的

当社のシルバー事業は、2000 年の介護保険制度制定に先駆け、1996 年より福祉用具の貸与・販売及び住宅改修など、在宅介護をサポートする事業を行ってまいりました。現在ではトーカイグループとして、東北、関東、中部、関西、中国、四国及び九州地方に合計 104 か所の事業拠点を展開し、地域に密着したサービスの提供に努めております。一方、K-WORKER 及び荒木マリーンは、それぞれ東京都内、熊本県内において同様の事業を展開しており、当該エリアにおいて、地域に根差したサービス提供によって顧客基盤を築いておられます。本会社分割によって、両社の事業のうち、福祉用具貸与・販売事業等を承継することで、当社の顧客基盤の拡大及びシェア向上を図り、ひいては当社グループとして、より競争力のある強固なビジネスへと進化させていくことを目的としております。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

本会社分割は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収分割に該当するため、株主総会

の承認の手続きを経ずに行う予定です。

① 吸収分割契約承認役員会決議日	2026 年 9 月 7 日
② 吸収分割契約締結日	2026 年 9 月 7 日
③ 吸収分割の効力発生日	2026 年 11 月 1 日（予定）

（２） 本会社分割の方式

K-WORKER 及び荒木マリーンを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

（３） 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割の対価として、当社は K-WORKER に対し 120 百万円の金銭を、荒木マリーンに対し 186 百万円の金銭を交付する予定です。

（４） 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

（５） 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

（６） 承継会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割により、効力発生日において K-WORKER 及び荒木マリーンが福祉用具貸与・販売事業等に関して有する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継いたします。

（７） 債務履行の見込み

本会社分割において、当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本会社分割に係る割当ての内容の算定の考え方

当社は福祉用具貸与・販売事業等をこれまで長く営んでおり、本事業における各種の営業管理面で蓄積されたノウハウを有しております。今回、K-WORKER 及び荒木マリーンの福祉用具貸与・販売事業等を承継し、これを継続して営むことから、算定手法としては同事業によって得られる見込みのキャッシュフローに基づきその価値を評価する DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を採用することが適切であると判断し、本算定方式といたしました。

算定の前提として、K-WORKER 及び荒木マリーンから提示された事業計画を基に、本会社分割実施による影響等を踏まえ当社が修正を加えた事業予測を基礎としています。また、今回承継する K-WORKER 及び荒木マリーンの事業エリアが当社の事業エリアと同一であることから、効率性の向上等の相乗効果が期待できると考え、これについても今回の算定に加味しております。なお、算定の前提となる事業予測においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

これらに基づき算出された会社分割の対価の想定レンジは、K-WORKER からの会社分割にお

いては 123 百万円～172 百万円、荒木マリーンからの会社分割においては 199 百万円～255 百万円となります。以上の結果をもとに、K-WORKER 及び荒木マリーンと協議のうえ、本会社分割の対価の額を決定いたしました。

4. 本会社分割の当事会社の概要

(1) 承継会社の概要

	承継会社 (2026年3月31日現在・連結)																					
(1)名称	株式会社トーカイ																					
(2)本店所在地	岐阜県岐阜市																					
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 浅井 利明																					
(4)事業内容	病院リネンサプライなど病院運営の周辺業務受託 宿泊施設などへの寝具類の貸与 福祉用具の貸与及び販売 リースキンブランドの環境美化用品の貸与及び販売等																					
(5)資本金	8,108百万円																					
(6)設立年月日	1955年7月21日																					
(7)発行済株式総数	33,092,146株																					
(8)決算期	3月31日																					
(9)大株主及び持株比率	<table><tr><td>㈱小野木興産</td><td>18.26%</td></tr><tr><td>日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)</td><td>8.36%</td></tr><tr><td>トーカイ共友会</td><td>4.75%</td></tr><tr><td>小野木 孝二</td><td>3.66%</td></tr><tr><td>㈱日本カストディ銀行(信託口)</td><td>2.84%</td></tr><tr><td>トーカイ従業員持株会</td><td>2.79%</td></tr><tr><td>㈱大垣共立銀行</td><td>2.29%</td></tr><tr><td>㈱十六銀行</td><td>2.28%</td></tr><tr><td>光通信KK投資事業有限責任組合</td><td>2.27%</td></tr><tr><td>岐阜信用金庫</td><td>2.17%</td></tr></table>		㈱小野木興産	18.26%	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	8.36%	トーカイ共友会	4.75%	小野木 孝二	3.66%	㈱日本カストディ銀行(信託口)	2.84%	トーカイ従業員持株会	2.79%	㈱大垣共立銀行	2.29%	㈱十六銀行	2.28%	光通信KK投資事業有限責任組合	2.27%	岐阜信用金庫	2.17%
㈱小野木興産	18.26%																					
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	8.36%																					
トーカイ共友会	4.75%																					
小野木 孝二	3.66%																					
㈱日本カストディ銀行(信託口)	2.84%																					
トーカイ従業員持株会	2.79%																					
㈱大垣共立銀行	2.29%																					
㈱十六銀行	2.28%																					
光通信KK投資事業有限責任組合	2.27%																					
岐阜信用金庫	2.17%																					
(10)財政状態及び経営成績	2026年3月期																					
純資産	84,431百万円																					
総資産	114,695百万円																					
1株当たり純資産	2,710.74円																					
売上高	159,664百万円																					
営業利益	9,382百万円																					
経常利益	10,098百万円																					
当期純利益	6,069百万円																					

1株当たり当期純利益	185.61円
------------	---------

(2) 分割会社の概要

	分割会社 (2025年9月30日現在・個別)	分割会社 (2026年3月31日現在・個別)
(1) 名称	株式会社K-WORKER	株式会社荒木マリーン
(2) 本店所在地	東京都新宿区	熊本県熊本市
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 古川 圭吾	代表取締役 荒木 寿朗
(4) 事業内容	居宅介護支援事業 訪問介護事業 通所介護事業 福祉用具貸与事業 福祉用具販売事業 住宅改修事業等	福祉用具貸与事業 福祉用具販売事業 住宅改修事業
(5) 資本金	30百万円	10百万円
(6) 設立年月日	1999年8月9日	1980年6月11日
(7) 発行済株式総数	600株	10,000株
(8) 決算期	9月30日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	個人1名 100%	個人3名 100%
(10) 財政状態及び経営成績	2025年9月期	2026年3月期
純資産	△4,572千円	17,608千円
総資産	180,735千円	53,609千円
1株当たり純資産	△7,620.98円	1,760.82円
売上高	422,296千円	185,621千円
営業利益	△143,314千円	△3,395千円
経常利益	△124,043千円	△2,725千円
当期純利益	△131,710千円	△2,806千円
1株当たり当期純利益	△219,516.90円	△280.69円

(注) 荒木マリーンの財政状態及び経営成績については、税込経理方式により作成された決算書に基づき記載しております。

5. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する事業部門の内容

K-WORKER 及び荒木マリーンが営む福祉用具貸与・販売事業等

(2) 承継する事業部門の経営成績

① K-WORKER (2025 年 9 月期)

	分割対象事業部門 (a)	分割会社実績 (b)	比率 (a / b)
売 上 高	141,012千円	422,296千円	33.4%

(注) 配賦することが困難な本部経費があるため、承継する事業の売上のみを開示しております。

② 荒木マリーン (2026 年 3 月期)

	分割対象事業部門 (c)	分割会社実績 (d)	比率 (c / d)
売 上 高	185,621千円	185,621千円	100%

(注) 税込経理方式により作成された決算書に基づき記載しております。

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額

本公司分割に係る資産、負債及び契約上の権利のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。なお、承継する資産の金額の見込みが僅少であり、現時点で算定額の確定が困難なため、具体的な金額の記載を省略しております。また、負債の承継は見込んでおりません。

6. 本公司分割後の状況

本公司分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期に変更はありません。

7. 今後の見通し

本公司分割が、当社の連結業績に与える影響は軽微です。

以 上